

病院内等臨時学童保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療提供体制の維持及び子どもの居場所確保を図るため、医療法（昭和23年法律205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づく届け出により開設した診療所の開設者（以下、「補助事業者」という。）が、小学校等の休校に伴い、既存の病院内保育所等を活用して実施する病院内等臨時学童保育事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と別表の第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、前条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときには、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

- 第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 事業内容	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
<p>実施主体である医療機関に勤務する職員の子が通う小学校又は特別支援学校の臨時休校措置（新型コロナウイルス感染症に起因するものに限る。）が実施されている期間であって、春休み終了日の翌日以降から令和3年2月28日までの期間（夏休みなどの休業日を除く。）の平日において、病院内保育所等を活用し、以下のいずれかを実施すること。</p> <p>(1)新たに終日学童保育の受け入れを行う。 (2)学童保育の受け入れを午前中から行う。</p> <p>ただし、事業対象は既存の病院内保育所において学童保育の受け入れを追加的に実施する場合や、病院内保育所以外のスペースを活用して新たに学童保育の受け入れを行う場合等とし、その設備及び運営については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づき、取り扱うものとする。</p>	<p>小学校等の休校に伴い臨時的に実施する病院内等学童保育事業の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</p>	<p>1か所当たり次の(1)から(4)により算出された額の合計額</p> <p>(1)臨時休校に伴い、午前中から学童の受け入れを行う場合 10,200円×延日数</p> <p>(2)臨時休校に伴い、新たに終日学童保育の受け入れを行う場合 36,000円×延日数</p> <p>(3)共済掛金等 200円×臨時・追加的に受け入れた児童数</p> <p>(4)臨時・追加的に児童受け入れを行うことによる事務手数料 30,000円</p>	<p>1/3</p>